

岩手県農業経営高度化支援事業実施要領の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">岩手県農業経営高度化支援事業実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この実施要領は、農業経営高度化支援事業（以下「高度化支援事業」という。）の実施に際し、<u>農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知。以下「国の競争力強化実施要綱」という。）</u>、<u>農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長、24生畜第2231号農林水産省生産局長通知。以下「国の競争力強化実施要領」という。）</u>、<u>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知。以下「国の農山漁村実施要綱」という。）</u>、<u>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号農林水産省林野庁長官、21水港第2724号農林水産省水産庁長官通知。以下「国の農山漁村実施要領」という。）</u>、<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知。以下「国の復興再生基盤実施要綱」という。）</u>、<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長、24生畜第2233号農林水産省生産局長通知。以下「国の復興再生基盤実施要領」という。）</u>に定めるもののほか、事業の適正な実施のために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第2 高度化支援事業は、農業生産基盤の整備を契機として、地域の実情に即した農地や労働力等を効率的に活用する地域ぐるみ農業の定着を図り、一定規模以上の対象農地を農地として利用する認定農業者や特定農業団体等の中心経営体（以下「中心経営体等」という。）を育成することで、地域農業の維持発展と活性化に寄与するため、</p>	<p style="text-align: center;">岩手県農業経営高度化支援事業実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 この実施要領は、農業経営高度化支援事業（以下「高度化支援事業」という。）の実施に際し、<u>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官通知。以下「国の競争力強化実施要綱」という。）</u>、<u>農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長、29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。以下「国の競争力強化実施要領」という。）</u>、<u>農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知。以下「国の農山漁村実施要綱」という。）</u>、<u>農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号農林水産省林野庁長官、21水港第2724号農林水産省水産庁長官通知。以下「国の農山漁村実施要領」という。）</u>、<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2170号農林水産事務次官依命通知。以下「国の復興再生基盤実施要綱」という。）</u>、<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長、24生畜第2233号農林水産省生産局長通知。以下「国の復興再生基盤実施要領」という。）</u>、<u>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官通知。以下「国の機構関連実施要綱」という。）</u>、<u>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知。以下「国の機構関連実施要領」という。）</u>、<u>水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官通知。以下「国の保全高度化実施要綱」という。）</u>、<u>水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。以下「国の保全高度化実施要領」という。）</u>に定めるもののほか、事業の適正な実施のために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第2 高度化支援事業は、農業生産基盤の整備を契機として、地域の実情に即した農地や労働力等を効率的に活用する地域ぐるみ農業の定着を図り、一定規模以上の対象農地を農地として利用する認定農業者や特定農業団体等の中心経営体（以下「中心経営体等」という。）を育成することで、地域農業の維持発展と活性化に寄与するため、</p>

別表1に掲げる内容の事業を行うものとする。

(対象となる事業)

第3 高度化支援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 国の競争力強化実施要領別紙1-1の第2の1、国の農山漁村実施要領別紙1-1の第3の1、国の復興再生基盤実施要領別紙2-1の第3の1（以下「経営体育成型」という。）
- (2) 国の競争力強化実施要領別紙1-1の第2の2、国の農山漁村実施要領別紙1-1の第3の2、国の復興再生基盤実施要領別紙2-1の第3の2（以下「畑地帯担い手育成型」という。）
- (3) 国の競争力強化実施要領別紙1-1の第2の5（以下「中山間地域型」という。）
- (4) 国の農山漁村実施要領別紙12-1の第2の2(1)及び(2)、国の復興再生基盤実施要領別紙8-1の第2の2（以下「中山間地域総合整備事業」という。）

[追加]

[追加]

第4～第5 [略]

(促進計画等の作成)

第6 対象事業が経営体育成型、畑地帯担い手育成型及び中山間地域型の場合、国の競争力強化実施要領別紙1-1の第5、国の農山漁村実施要領別紙1-1の第6又は国の復興再生基盤実施要領別紙2-1の第6に基づき作成することとする。

2 [略]

第7～第15 [略]

附 則 [略]

[追加]

別表1に掲げる内容の事業を行うものとする。

(対象となる事業)

第3 高度化支援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 国の競争力強化実施要領別紙1-1の第3の1、国の農山漁村実施要領別紙1-1の運用1の第2の1、国の復興再生基盤実施要領別紙2-1の第3の1（以下「経営体育成型」という。）
- (2) 国の農山漁村実施要領別紙2の第2の1、国の保全高度化実施要領別紙2の第3の1(2)（以下「畑地帯担い手育成型」という。）
- (3) 国の競争力強化実施要領別紙1-1の第3の3（以下「中山間地域型」という。）
- (4) 国の農山漁村実施要領別紙4-1の運用1の第1の2、国の復興再生基盤実施要領別紙8-1の第2の1（以下「中山間地域総合整備事業」という。）
- (5) 国の機構関連実施要領別紙1の第3（以下「機構関連事業」という。）
- (6) 国の保全高度化実施要領別紙2の第3の1（以下「保全高度化事業」という。）

第4～第5 [略]

(促進計画等の作成)

第6 対象事業が経営体育成型、畑地帯担い手育成型、中山間地域型、機構関連事業及び保全高度化事業の場合、国の競争力強化実施要領別紙1-1の第6、国の農山漁村実施要領別紙1-1の第5、国の復興再生基盤実施要領別紙2-1の第6、国の機構関連実施要領別紙1の第6又は国の保全高度化実施要領別紙2の第6に基づき作成することとする。

2 [略]

第7～第15 [略]

附 則 [略]

附 則

1 この要領は、平成30年 月 日から施行する。

2 施行の日の前に実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

岩手県農業経営高度化支援事業実施要領の一部改正新旧対照表

改正前				改正後			
別表1				別表1			
区分	種類	事業内容	備考	区分	種類	事業内容	備考
1 高度土地利用調整事業	調査・調整事業	土地改良区等が自主的に土地利用調整活動等を行う場合に要する経費について、県が事業主体に対して補助金を交付する事業	<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業の中山間地域総合整備事業は除く</u>	1 高度土地利用調整事業	調査・調整事業	土地改良区等が自主的に土地利用調整活動等を行う場合に要する経費について、県が事業主体に対して補助金を交付する事業	<u>(削)</u>
2 農業経営高度化促進事業	(1) 高度経営体集積促進事業	高度経営体の育成及び高度経営体への農地の利用集積の促進に資するため、対象事業費のうち受益者負担対象額の一定割合以内に相当する額について、県が事業主体に対して補助金を交付する事業	<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業の経営体育成型、畑地帯担い手育成型及び中山間地域総合整備事業に限る</u>	2 農業経営高度化促進事業	(1) 高度経営体集積促進事業	高度経営体の育成及び高度経営体への農地の利用集積の促進に資するため、対象事業費のうち受益者負担対象額の一定割合以内に相当する額について、県が事業主体に対して補助金を交付する事業	<u>(削)</u>
	(2) 特定高度経営体集積促進事業	特定高度経営体の育成及び特定高度経営体への農地の利用集積の促進に資するため、対象事業費のうち受益者負担対象額の一定割合以内に相当する額について、県が事業主体に対して補助金を交付する事業	<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業の経営体育成型に限る。</u>		(2) 特定高度経営体集積促進事業	特定高度経営体の育成及び特定高度経営体への農地の利用集積の促進に資するため、対象事業費のうち受益者負担対象額の一定割合以内に相当する額について、県が事業主体に対して補助金を交付する事業	<u>(削)</u>
	(3) 高度経営体集約化促進事業	高度経営体の育成及び高度経営体への農地の集約化の促進に資するため、対象事業費のうち受益者負担対象額の一定割合以内に相当する額について、県が事業主体に対して補助金を交付する事業	<u>農村地域復興再生基盤総合整備事業の経営体育成型及び中山間地域総合整備事業に限る。</u>		(3) 高度経営体集約化促進事業	高度経営体の育成及び高度経営体への農地の集約化の促進に資するため、対象事業費のうち受益者負担対象額の一定割合以内に相当する額について、県が事業主体に対して補助金を交付する事業	<u>(削)</u>

岩手県農業経営高度化支援事業実施要領の一部改正新旧対照表

改正前			改正後		
別表3			別表3		
対象事業	要件	備考	対象事業	要件	備考
経営体育成型	国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第4</u> の1(2)アに定める基準 国の農山漁村実施要領の別紙1-1 <u>第5</u> の1(2)アに定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の1(2)アに定める基準	一般型	経営体育成型	国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第5</u> の1(2)アに定める基準 国の農山漁村実施要領の別紙1-1 <u>第4</u> の1(2)アに定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の1(2)アに定める基準	一般型
	国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第4</u> の1(2)イに定める基準 国の農山漁村実施要領の別紙1-1 <u>第5</u> の1(2)イに定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の1(2)イに定める基準	化型 集約		国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第5</u> の1(2)イに定める基準 国の農山漁村実施要領の別紙1-1 <u>第4</u> の1(2)イに定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の1(2)イに定める基準	化型 集約
	国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第4</u> の1(2)ウに定める基準 国の農山漁村実施要領の別紙1-1 <u>第5</u> の1(2)ウに定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の1(2)ウに定める基準	等育成型 農業生産法人		国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第5</u> の1(2)ウに定める基準 国の農山漁村実施要領の別紙1-1 <u>第4</u> の1(2)ウに定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の1(2)ウに定める基準	等育成型 農業生産法人
育成型 担い手 畑地帯	国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第4</u> の2に定める基準 国の農山漁村実施要領の別紙1-1 第5の2に定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の2に定める基準	一般型	育成型 担い手 畑地帯	国の農山漁村実施要領の別紙1-1 第5の2に定める基準 <u>国の保全高度化実施要領の別紙2 第5の1(2)アに定める基準</u>	<u>削</u>
中山間地域型	国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第4</u> の5(2)アに定める基準	一般型	中山間地域型	国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第5</u> の3(2)アに定める基準	一般型
	国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第4</u> の5(2)イに定める基準	化型 集約		国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第5</u> の3(2)イに定める基準	化型 集約
	国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第4</u> の5(2)ウに定める基準	等育成型 農業生産法人		国の競争力強化実施要領の別紙1-1 <u>第5</u> の3(2)ウに定める基準	等育成型 農業生産法人

岩手県農業経営高度化支援事業実施要領の一部改正新旧対照表

改正前			改正後		
中山間地域総合 整備事業	国の農山漁村実施要領の別紙1-1 第5の1(2)アに定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の1(2)アに定める基準	一般型	中山間地域総合 整備事業	国の農山漁村実施要領の別紙1-1 第4の1(2)アに定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の1(2)アに定める基準	一般型
	国の農山漁村実施要領の別紙1-1 第5の1(2)イに定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の1(2)イに定める基準	集約 化型		国の農山漁村実施要領の別紙1-1 第4の1(2)イに定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の1(2)イに定める基準	集約 化型
	国の農山漁村実施要領の別紙1-1 第5の1(2)ウに定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の1(2)ウに定める基準	農業生産法人 等育成型		国の農山漁村実施要領の別紙1-1 第4の1(2)ウに定める基準 国の復興再生基盤実施要領の別紙2-1 第5の1(2)ウに定める基準	農業生産法人 等育成型
<p><u>追加</u></p>			機械関連 事業	<u>国の機械関連実施要領の別紙1 第5に定める基準</u>	
			保全高度 化事業	<u>国の保全高度化実施要領の別紙2 第5の2に定める基準</u>	農地集積 促進型
様式第1号～第8号 [略]			様式第1号～第8号 [略]		
様式第9号 (第11 関係) [略]			様式第9号 (第11 関係) [略]		
(様式第9号 別紙[一般型]) [略]			(様式第9号 別紙[一般型(中心経営体)]) [略]		
(様式第9号 別紙[一般型(復興再生基盤)]) [略]			(様式第9号 別紙[一般型(高度経営体)]) [略]		

岩手県農業経営高度化支援事業実施要領の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
(様式第9号 別紙[集約化型]) [略]	(様式第9号 別紙[集約化型(中心経営体)]) [略]
(様式第9号 別紙[集約化型(復興再生基盤)]) [略]	(様式第9号 別紙[集約化型(高度経営体)]) [略]
(様式第9号 別紙[農業生産法人等育成型]) [略]	(様式第9号 別紙[農業生産法人等育成型(中心経営体)]) [略]
(様式第9号 別紙[農業生産法人等育成型(復興再生基盤)]) [略]	(様式第9号 別紙[農業生産法人等育成型(高度経営体)]) [略]
様式第10号～第12号 [略]	様式第10号～第12号 [略]